

ペ ア レ ン ト

PARENT

ハ ン ド ブ ッ ク

HANDBOOK

－ 重要事項説明書 －

保育所型認定こども園

ス ク ー ル
たかさごSCHOOL 大通公園



 Children's Museum of Shino world 高砂福祉会

Contents

1. 事業者の概要
2. 理念・ビジョン
3. 施設の目的及び運営の方針
4. 特定教育・保育の内容
5. 職員の職種、員数及び職務の内容
6. 認定区分・利用区分・定員
7. 特定教育・保育の提供する日及び時間等
8. 費用の種類、支払いを求める理由及びその額
9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
10. 緊急時等における対応方法
11. 非常災害対策
12. 虐待の防止のための措置に関する事項
13. 要望・相談の受付
14. 説明責任・情報連絡
15. 守秘義務・個人情報の取り扱い
16. 健康支援
17. 感染症対策・予防
18. 持ち物・用意するもの
19. 登園・降園時の注意
20. 給食等について
21. 安全管理
22. 教育・保育に関する評価等
23. 利用の際の注意事項

1. 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人高砂福祉会
事業者の所在地 〒270-0138 千葉県流山市おおたかの森東四丁目99番地の4
連絡先 04-7197-7239
代表者氏名 篠塚 弘子
設立認可年月日 1970年(昭和45年)7月10日

2. 理念・ビジョン

経営理念 イキイキ♥愛パワー
KEEP BEST CARE KEEP BEST EDUCATION KEEP BEST QUALITY
経営ビジョン TaKaSaGoワールドビジョン
TaKaSaGoマインドを持つ人達(子ども・保護者・高齢者・スタッフ)が
世界各地で社会貢献をする。

3. 施設の目的及び運営の方針

施設の目的及び運営の方針を示します。

(1) 施設の目的

当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、登園を利用する小学校就学前のお子様に対し、適切な特定教育・保育を提供します。

(2) 運営方針

良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全てのお子様が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるようにします。お子様の意思及び人格を尊重して、常にお子様の立場に立って、特定教育・保育を提供をします。地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。お子様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施します。

(3) 教育・保育方針

- (1) 利用者に安心・安全な教育・保育を提供します。
- (2) 教育・保育方針が適切であり続けるようにシステムの見直しと改善を行います。

(4) 教育・保育目標

- (1) 丈夫な体をもち、思いきり遊べる子どもになろう
- (2) 友達の中にいることを喜び、友達の事も考え、一緒に行動できる子どもになろう

- (3) 自分の事は自分でできる子どもになろう
- (4) 自分で物を作り出し、力一杯自分を表現できる子どもになろう
- (5) よく見て、よく聞いて、よく考える子どもになろう

(5) 特別保育事業

延長保育事業/産休明け保育事業/発達支援児保育事業

(6) 施設概要

名称	たかさごSCH00L大通公園
所在地	北海道札幌市中央区大通東2丁目3-1 第36桂和ビル2F
開園年月日	平成26年10月1日
連絡先	011-215-0944
構造	鉄筋コンクリート地上9階地下2階（2階部分）
敷地面積	8692.01㎡
延床面積	701.35㎡
園庭	あそぶべ公園 738.00㎡
開園日・開園時間	月曜日-土曜日 7:00-19:00
休園日	日曜日・国民の祝日・年末年始12/29-1/3
臨時休園	自然災害や感染症法に指定される感染症の流行時は、臨時休園する場合があります。

(7) 設備概要

乳児・ほふく室	1室	103.60㎡	保育室	4室	162.64㎡
ホール	1室	27.01㎡	調理室	1室	28.78㎡
オフィス	1室	24.23㎡			

4. 特定教育・保育の内容

(1) 特定保育・教育の展開

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(2) 特定保育・教育のプログラム

お子さまのよりよい成長と、本来持っている限りない力をできるだけ引き出せるように、様々な特定教育・保育プログラムを毎日の生活の中に取り入れています。

(3) デイリープログラム



(4) 行事・イベント

日本の文化や伝承を知って体験し、お子様の楽しさ、高揚感、達成感、見てもらう誇らしさ、頑張る力やお友達との協力することの大切さ等の健やかな成長を促します。

※「年間行事予定表」参照

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

部門	職種	
管理部	園長	1名
	副園長	1名
	主任保育教諭	2名
	事務	1名
教育・保育事業部 0歳児 クラス:エンジェル 1歳児 クラス:インファント 2歳児 クラス:トドラー 3歳児 クラス:プレスクール 4歳児 クラス:キンダースクール 5歳児 クラス:キッズスクール	保育教諭	12名
給食事業部	栄養士/調理師	3名
嘱託学校医・学校歯科医・薬剤師	-	各1名

※国・道・市の基準を遵守し、教育・保育の提供に必要と認められる職員を配置します。

※必要に応じて、上記以外の職員を配置することがあります。

6. 認定区分・利用区分・定員

お子様の認定区分、定員を設定しています。

(1) 認定区分	1号認定	保育を必要としない満3歳以上の就学前のお子様			
	新2号認定	保育を必要とする満3歳以上の就学前のお子様			
	2号認定	保育を必要とする満3歳以上の就学前のお子様			
	3号認定	保育を必要とする0-3歳の誕生日を迎えるお子様			
(2) 保育必要量	1号認定	教育標準時間	1日	5時間	
	2-3号認定	保育標準時間	1日	11時間	
	2-3号認定	保育短時間	1日	8時間	
(3) 入園対象年齢	生後57日から就学前				
(4) 定員	105名				
	3号認定	0歳児	6名	1歳児	15名 2歳児 15名
	2号認定	3歳児	18名	4歳児	18名 5歳児 18名
	1号認定	満3歳児	4名	3歳児	4名 4歳児 4名
		5歳児	4名		

7. 特定教育・保育を提供する日及び時間等

(1) 教育・保育を提供する日

1号認定	月曜日-金曜日
2-3号認定	月曜日-土曜日

(2) 休園日

1号認定	土・日曜日・国民の休日・年末年始12/29-1/3・夏季休日・冬季休日
2-3号認定	日曜日・国民の休日・年末年始12/29-1/3

(3) 教育・保育を提供する時間

月曜日-金曜日	7:00-19:00	土曜日	7:00-19:00
---------	------------	-----	------------

1号認定に関する教育時間

月-金曜日	9:00-16:00	1学期	4月1日- 8月31日
		2学期	9月1日- 3月31日
※夏期・冬休みの設定があります			

2-3号認定に関する保育時間

保育標準時間認定	月-金曜日	7:00-18:00	土曜日	7:00-18:00
延長保育		18:01-19:00		18:01-19:00
保育短時間認定	月-金曜日	8:00-16:00	土曜日	8:00-16:00
延長保育		7:00- 7:59		16:01-19:00

8. 費用の種類、支払を求める理由及びその額

(1) 利用者負担の支払経費

保育料	保護者が居住する市町村が定める利用料で、幼児教育・保育の無償化に伴い、1・2号認定は全ての児童、3号認定は市民税非課税世帯を対象に無償です。
給食費	給食・おやつ等の食事に関わる費用です。
延長・土曜保育料	延長保育の利用料です。
その他	特定教育・保育の提供にあたって必要な実費徴収・特定負担額の諸経費です。 ※詳細「金額一覧表」参照

(2) 保育料等支払方法

- ・ 保育料と対象のお子様の給食費は、保護者からの口座振替で徴収します。
- ・ 口座振替・自動振込のシステムは、三菱UFJファクター株式会社を使用します。

9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 入園

基準に該当し、定員枠内であった場合、月毎入園が可能です。

1号認定

- ・ 入園手続き
園の方針等を理解し、入園要綱を確認の上で必要書類の提出が必要です。
- ・ 選考方法
当園が入園考査（面接）を行い、入園の決定を行います。

2-3号認定

- ・ 市入園手続き ※札幌市HP参照
 - ① 札幌市内の場合 担当部署：お住まいの区の健康子ども課
「入園のしおり」に沿って必要書類の提出が必要です。
 - ② 札幌市外の場合 住地の区・市役所で手続きを行います。
条件があります。詳しいことは問い合わせください。
- ・ 選考方法
札幌市が利用調整を行い、入園の決定を行います。

(2) 継続入園

- ・ 札幌市内の場合 継続の手続きはありません。
- ・ 札幌市外の場合 各市区町村の指示に従ってください。

(3) 退園・卒園

教育・保育の提供が終了となる場合

- ・ お子様が小学校に就学したとき
- ・ 保護者が、こども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 市と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(4) 転園・市外への転居

転園・転居する場合は、事前にご相談ください。

10. 緊急時等における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用するお子様に体調の急変や心身の健康の問題があると判断できる状況、火災や災害等があった場合、すみやかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- (1) 特定教育・保育の提供中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、専門機関の利用や嘱託医師等医療機関等、お子様の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない緊急時の場合には、お子様の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行います。

札幌中央警察署

011-242-0110

札幌中央消防署

011-215-2120

こども未来局児童相談所 011-622-8630

11. 非常災害対策

非常災害に対する必要な措置を講じます。

- (1) 園長が防火管理者となり、火災、地震等の災害からお子様を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月に1回以上の避難・消火訓練を実施対応します。
- (2) 消火器・誘導等・火災報知器・ガス漏れ通報機・緊急通報装置・非常用電源・スプリンクラー・防災処理のカーテン・敷物等の防災設備を設置し定期的に点検します。
- (3) 火災や災害時の避難場所は次のとおりです。

第1次避難場所 ビル1階エントランス 第2次避難場所 北海道神宮頓宮

広域避難場 札幌市立中央小学校 震災避難場所 札幌市立中央中学校

- (4) 緊急時は電話・家庭連絡システム・掲示等で情報発信をします。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) お子様の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施します。
- (2) お子様への虐待やその疑いを発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、行政や児童相談所等の適切な機関に通報します。

13. 要望・相談の受付

お子様や家族からの要望・苦情等に係る窓口を設置します。

(1) 第三者苦情受付

園に対して保護者や地域の方が意見を伝えることができる体制を整えています。これは率直な意見を受け、より魅力的な園とは何かを真剣に考える、第三者を交えた公正な相談受け体制で、寄せられた意見や苦情を基に改善・解決していきます。

- | | | | |
|------------|--|-------|---------------|
| ① 苦情受付担当者 | 主任保育士 | | |
| ② 苦情等解決責任者 | 園長 | | |
| ③ 第三者委員 | 会社員 | 畑中 静香 | 03-6222-9500 |
| | 会社役員 | 中村 早紀 | 090-7636-3250 |
| ④ 受付方法 | 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。オフィスの入り口にご意見箱を設置しています。 | | |

(2) 第三者苦情受付

園に対して保護者や地域の方が意見を伝えることができる体制を整えています。これは率直な意見を受け、より魅力的な園とは何かを真剣に考える、第三者を交えた公正な相談受け体制で、寄せられた意見や苦情を基に改善・解決していきます。

14. 説明責任・状況連絡

(1) 園だより

毎月末に配信します。翌1ヶ月の予定・情報・クラスのお知らせ・提出物等記載しますので必ず目を通して下さい。ご家族で情報を共有してください。

(2) 家庭連絡システム

家庭連絡システム「kidsly」で相互に情報交換を行うことを目的とします。

(3) 個別面談

お子様の保護者と保育者とで実施します。

(4) ホームページ

園の情報を掲載します。

(5) ご家庭からの連絡方法

欠席・遅刻等される場合は、8:30までに家庭連絡システムで必ずご連絡ください。

日中は、担任への取次ぎはできません。

(6) 緊急連絡通信手段

家庭連絡システムでの一斉連絡と、災害伝言ダイヤル「171」で情報を発信します。

15. 守秘義務・個人情報の取り扱い

保育・教育の提供にあたって、職員及び職員であった物が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。また自身のお子様だけでなく、他のお子様や保護者、職員の守秘義務や個人情報等の取り扱いにも留意してください。

16. 健康支援

(1) 健康診断

- ・ 学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。
健康診断 全園児 年2回 歯科健診 全園児 年1回
- ・ 毎月1-2回の身体測定をします。
- ・ 測定結果は、家庭連絡システムに記載します。

(2) 健康管理

- ・ 日中に発熱(37.5℃を目安)・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生した場合、保護者の緊急連絡先に連絡します。概ね約1時間以内もしくは通勤時間程度で速やかにお迎えにきてください。
- ・ 発熱・体調不良等で保護者のお迎えを待っている間、状況の変化が著しい場合には、看護師もしくは保育者等が症状を見ながら対応します。

(3) 薬の対応

- ・ 原則、薬の対応はできません。病院受診時に1日朝と夕2回の薬処方となるように医師に伝えてください。
- ・ 医師に保育中に与薬をする事が必要と診断された場合のみ与薬対応をします。園において与薬を行う場合は医師の処方箋による薬に限定し看護師もしくは保育者が与薬します。

(4) 学校学校医・歯医者・薬剤師

お子様の健やかな発育・発達・衛生的な環境・病気予防等の為に、以下の医療機関もしくは医療従事者と嘱託契約を締結しています。

(5) 嘱託医

以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

小児科	札幌ファクトリー子どもクリニック 011-223-7800 札幌市中央区北2条東4丁目1-2
歯科	小児・障がい児 かぜかおるこども歯科 011-668-5611 札幌市中央区北1条西27丁目3-23

17. 感染症対策・予防

- ・ 感染症又は食中毒が発生、または蔓延しないように、感染症及び食中毒予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- ・ 感染症一覧表に記載している登園基準や注意事項を必ず守ってください。
- ・ 感染症等の流行が予測される場合は「保健だより」で情報を提供します。
- ・ 感染症に罹患した場合、出席停止期間を守ってください。登園時には、医師の治療証明書を持参してください。

18. 持ち物・用紙するのもの

(1) 入園時に用意・毎日持参する物

園での生活の為に必要な物を持参してください。

(2) 服装

保育園の部（0-2歳児クラス）では私服、幼稚園の部（3-5歳児クラス）では園指定の制服・体操服を着用します。

(3) 教材

お子様のより良い成長を促す為に、園指定の教材をお勧めします。

(4) その他

上記の他にご用意いただくものは随時お知らせします。

19. 給食等について

(1) 給食等の提供

- ・ 園では昼食・おやつ・捕食・離乳食を提供します。
- ・ 自園調理で、おいしく安心安全な給食等を提供します。

(2) アレルギー対応

- ・ 食物アレルギー完全除去食の対応をするので、アレルギー源が含まれるメニューを代替食のお弁当にして持参をしてください。
- ・ 食物アレルギーがある場合は、医師の診断による「除去食依頼書」を前月10日まで、新年度が始まる前に年1回は、提出してください。

(3) 衛生管理等

- ・ 集団給食施設届出を保健所に提出しています。
- ・ 調理職員・保育者は毎月細菌検査をしています。

20. 安全管理

- (1) 監視カメラシステム・オンラインセキュリティ・さすまたの設置や、園外活動時の防犯ブザーやスマートフォンの携帯等をします。
- (2) 負傷や障害等の災害事故に対して、相互共済制度の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と、施設での賠償責任保険に加入して有事の際に対応します。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園賠償責任保険
保険金額	1事故につき最大30,000万円 1名につき最大3,000万円

21. 特定教育・保育に関する評価等

- (1) 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
 - ・ 行事やイベントの後にアンケートを実施し自己評価をして結果を公表します。
 - ・ 自園評価や利用者アンケートを実施したり、第三者評価等の外部評価をするように努め結果を公表します。
- (2) 職員への研修の実施
職員のスキル向上や専門知識の強化を図り、質を高めることを目的に、公的機関や民間企業が開催している研修を利用して、園外部の公的機関や民間企業が開催しているものや、園内部での研修や意見交換により、教育・保育に関する知識や技術を学びます。

22. 利用の際の注意事項

- (1) 家庭状況の変更
住所・電話番号の変更・家庭状況の変化、ご家庭の状況の変化、変更があった時点で必ず園に報告してください。
- (2) 医療的ケアや発達支援が必要な児童の特定教育・保育
医療的なケアや発達が気になる、援助が必要な場合は、情報提供等同意書を提出のうえ、より園と保護者との連携・協力が必要です。

年間行事予定表

	行事・イベント	健康管理
4 月	入園式 始業式 3-5 歳児 Children' s Day	-
5 月	Mother' s Day 授業・保育参観	
6 月	虫歯予防 day 3-5 歳児 father' s Day Garden Lunch Day 3-5 歳児	歯科健診 内科検診
7 月	運動会 3-5 歳児 七夕集会 動物園遠足 3-5 歳児 水遊び集会 2-5 歳児 Summer Festival	-
8 月	デイキャンプ 5 歳児	-
9 月	バス遠足 4-5 歳児 交通安全の日 (引き渡し訓練・災害伝言ダイヤル) Dinosaur week 敬老の日 (施設交流) 5 歳児	-
10 月	Halloween party 水族館 3-5 歳児	
11 月	勤労感謝の花配り 5 歳児 Xmas 発表会 七五三参り 5 歳児 点灯式 食欲の秋イベント 2-5 歳児 いい歯の日集会	-
12 月	Xmas party	内科検診
1 月	New year day アートコンクール 4-5 歳児	-
2 月	節分集会 保育参観 0-2 歳児 学習発表会 3-5 歳児 Sapporo Snow Festival 5 歳児	-
3 月	ひなまつりの日 卒業式 5 歳 修了式・進級式	-

バースディパーティー

毎月 1 回

身体測定毎月 1 回

避難訓練

月 1-2 回

Hand' s on (=参加体験学習) プログラム

不定期

料金一覧表

□基本負担額 基本保育料 お子様が居住する市町村が定める利用者負担金額

費目	金額
保育料	市が定める金額

□特定負担額 上乗せ徴収 保育・教育の質向上のために負担いただく金額 単位:円

費目	金額	対象 学年	費目	金額	対象 学年
施設整備・維持費	20,400/年	満3-5	教育充実費	1,500/月	3-5
特定保育料	30,000/入園時	満3			

□実費徴収 園の利用において通常必要とされる金額 単位:円

費目	金額	対象 学年	費目	金額	対象 学年
----	----	----------	----	----	----------

給食費					
主食費	6,000/月	3-5	副食費	2,000/月	3-5

延長保育料				
1号認定 / 教育標準時間認定				
3-5歳児			満3歳児	
1号	7:00-8:59	200円/30分	7:00-8:59	100円/30分
	16:01-19:00	1000円/30分	15:01-19:00	100円/30分
新2号	7:00-8:59	100円/30分	-	-
	16:01-19:00	100円/30分	-	-
2・3号認定 / 保育標準時間認定				
18:01-19:00		200円/1時間		
19:01-		700円/1時間		
2・3号認定 / 保育短時間認定				
7:00-7:59		100円/30分		
16:01-17:00		100円/30分		
17:01-19:00		200円/1時間		

預かり保育料				
-	春季	夏季・冬季	土曜日	
1号認定	無料	500円/日	3,000円/日	
新2号認定	無料	500円/日	2,000円/日	

個人用品					
お誕生日かんむり	400	0-5	オムツ	100	使用者
takasagoバック	800	0-5	パンツ	350	使用者
カラー帽子	1350	1-			

教材					
ぬりえ	300	2-	ペンケース	600	3-
お道具箱	750	3-	三角鉛筆	350	3-
のり	250	3-	英語テキスト	2,300	3-
パステル16色	800	3-	数ワークセット	2,850	3-
はさみ	550	3-	文字ワークセット	4,500	3-
ピアノカ	7,600	3-	アルファベットワークセット	1,500	5-

制服					
スモック	6,800	3-	半袖ポロシャツ	4,700	3-
制服スカート	7,100	3-	冬帽子	6,450	3-
通園バック	7,050	3-	夏帽子	4,300	3-
夏スモック	7,200	3-			
半ズボン	3,400	3-			

その他		
Hand's onプログラム・バス遠足	実費	3-5
卒園積立費	実費	5

※社会状況・物価変動等による変更の可能性有